

# 「交通安全まなび隊」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するため、県民による交通安全ボランティア「交通安全まなび隊」（以下、「まなび隊」という。）を設置し、県民の交通安全意識の高揚を図り、もって交通事故の未然防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は埼玉県（以下、「県」という。）とする。

(まなび隊の任務)

第3条 まなび隊は 県内各地域で自転車の正しい乗り方の実技指導や交通安全教育講話などの参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するものとする。

(まなび隊員の募集等)

第4条 まなび隊員の募集は、応募若しくは推薦によるものとする。

2 応募については、様式第1号により埼玉県知事（以下、「知事」という。）あてに提出するものとする。

3 推薦については、様式第2号により知事あてに提出するものとする。

(まなび隊員の審査及び認定)

第5条 知事は、第4条により応募又は推薦された者について書面審査を行い、まなび隊員として適当であると認められた場合、まなび隊員として認定し、「まなび隊員証」（以下、「隊員証」という。）を交付するものとする。

なお、書面審査後、必要に応じて研修を行い、その終了を認定要件とすることができるものとする。

(まなび隊員証)

第6条 隊員証の様式は様式第3号のとおりとする。

2 まなび隊員は、活動時には必ず隊員証を携行しなければならない。また、活動時以外に使用してはならない。

3 他人に譲渡又は貸与してはならない。

4 記載事項に変更が生じたとき、又は紛失し、若しくはき損したときは、知事に届け出なければならない。

5 まなび隊員でなくなる場合は、隊員証を返納しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 知事は、まなび隊員が以下の各号の一に該当する場合、当該まなび隊員の認定を取り消すことができるものとする。

一 重大な交通法令違反を犯した場合

二 重大な交通事故の第一当事者となった場合

三 応募に際し、申告、届出内容に虚偽があった場合

四 その他、社会通念上、まなび隊員としてふさわしくない行為を行った場合

(名簿の作成)

第8条 県は、第5条によりまなび隊員証の交付を受けた者について、「交通安全まなび隊員認定登録者名簿」(以下、「名簿」という。)を作成し、管理するものとする。

2 名簿の様式は様式第4号のとおりとする。

(まなび隊の派遣先)

第9条 県は、まなび隊を、次に掲げる県内各機関や団体等の依頼に基づき派遣するものとする。

- 一 市町村
- 二 企業
- 三 団体・サークル
- 四 保育所、幼稚園、小・中学校等
- 五 その他の機関

(事務処理)

第10条 まなび隊に関する事務は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課において行う。

(謝金)

第11条 まなび隊として派遣されたまなび隊員に対し、予算の範囲内で謝金を支払うことができるものとし、その金額については別に定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、まなび隊の派遣について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年 5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 6月20日から施行する。
- 2 旧隊員証の効力については、新隊員証の発行をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。



様式4